

内容	物価上昇と年金減で生活が苦しくなりました。何事もなければ切り抜けることも可能ですが、娘が手術をしなければならない状態です。生活保護のことで相談に伺いました。結果としては無理でしょうとの事でした。 お力をお願いできないでしょうか。
回答	身体障害者に対する施策の一つに、自立支援医療費（更生医療）の支給があります。これは、18歳以上の身体障害者が、更生のために必要な医療に係る医療費の支給を受けられるものです。 身体障害者手帳が交付され、受けられる手術が自立支援医療費（更生医療）の支給対象と認められた場合（等級によっては非該当となります。）に、支給を受けられる可能性があります。 また、日々の医療費が高額となる場合には国民健康保険限度額適用認定証を利用することができます。保険証の更新に合わせて更新が必要ですので、お確かめください。 次に、生活保護に関しまして、ご相談に来庁された際、年金収入額と、国で定められた生活保護の基準額を比べたところ、収入額が上回っていたため、申請は受け付けられるが、却下となる可能性が高いということをお話いたしました。 その上で、生活上の困りごとの相談を受け付けている「夷隅ひなた」をご紹介します、収入や在宅就労等についてご相談されたと報告を受けております。 引き続き「夷隅ひなた」による支援を受けていただき、生活保護の申請の意思がある場合には、健康福祉課社会福祉係で申請を受け付けますので、ご相談ください。